

定 款 等

特定非営利活動法人

環境コスモス研究機構

定 款

制定 平成 12 年 10 月 6 日

特定非営利活動法人 環境コスモス研究機構

定 款 目 次

第1章 総 則	◆名 称 ◆事務所	第6章 資産及び会計	◆資産の構成 ◆資産の管理 ◆経費の支弁 ◆会計の原則 ◆事業年度 ◆事業計画及び予算 ◆事業報告及び決算
第2章 目的及び事業	◆目的 ◆特定非営利活動の種類 ◆事業の種類	第7章 定款の変更、解散及び合併	◆定款の変更 ◆解 散 ◆残余財産の処分 ◆合 併
第3章 会 員	◆種別及び資格 ◆入 会 ◆会 費 ◆会員資格の喪失 ◆退 会 ◆除 名 ◆拠出金品の不返還	第8章 公告の方法	◆公 告
第4章 役員及び職員	◆種別及び定款 ◆選任等 ◆職 務 ◆任 期 ◆欠員補充 ◆解 任 ◆報酬等 ◆職 員	第9章 雜 則	◆施行細則
第5章 会 議	◆種類及び開催 ◆構 成 ◆召 集 ◆会議に付議すべき事項 ◆議 長 ◆定足数 ◆議 決 ◆議事録	附 則	(定款の施行日) (設立当初の役員の任期) (設立当初の事業年度) (設立当初の事業計画及び収支予算) (設立当初の入会金及び会費) (別表)(設立当初の役員)

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 環境コスモス研究機構と称する。
以下「本研究機構」という。

(事務所)

第2条 本研究機構は、主たる事務所を大分県別府市汐見町 7 番 24 号に置く。

第 2 章 目 的 及 び 事 業

(目 的)

第3条 本研究機構は、地球環境改善を目指す、人的・資金的資源を融合することにより、
産・官・学の環境貢献活動の具体的成果を日本国内外の人・組織に対して啓発・普及
する事業を行い、環境の保全に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本研究機構は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動
を行う。

- (1)社会教育の推進を図る活動
- (2)環境の保全を図る活動
- (3)環境の保全を図る活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援
助の活動

(事業の種類)

第5条 本研究機構は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、
次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ①産業界・学会の環境保全技術、ISO14000、リサイクル技術の資料編集、出
版、マスコミへのアピール、講演活動等の事業
- ②保全、良化を目指す専門家集団の活動を支援し、環境専門知識の教育・調
査・研究をする事業。
- ③インターネット等を通じ、国内外の環境NGOについての啓蒙・普及、環境N
GOのパフォーマンスの向上、資金、人材、情報を支援する事業
- ④環境保全活動を促進するために、一般市民やこどもたちを対象に、環境学
習の機会の提供や環境に対する情報交流などの支援活動

第 3 章 会 員

(種別及び資格)

第6条 本研究機構の会員は、正会員及び賛助会員の2種とし、正会員をもって、特定非
営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- ・正 会 員 本研究機構の趣旨や目的に賛同して、積極的に研究活動や運営に
関わる個人及び団体

・賛助会員 本研究機構の趣旨や目的に賛同して、支援を行う法人・自治体・団体・個人

(入会)

第7条 正会員の入会については、特に条件を定めない。

2.正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならぬ。

(会費)

第8条 正会員は、総会で定める会費を納入しなければならない。

(会員資格の喪失)

第9条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)退会したとき
- (2)除名されたとき
- (3)本研究機構が解散したとき
- (4)会費を1年以上滞納したとき

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるべきである。

- (1)本研究機構の定款等に違反したとき
- (2)本研究機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1)理事 5名以内
 - (2)監事 2名以内
- 2.理事のうち、1名を理事長、1名を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2.理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3.理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 4.監事は、本研究機構の職員を兼ねることはできない。
- 5.役員は、法第20条に適合し、その構成は、法第21条に適合しなければならない。

(職務)

- 第15条 理事長は、本研究機構を代表し、その業務を総理する。
- 2.副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 3.理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
 - 4.監事は、法第18条に掲げる職務を行う。

(任期)

- 第16条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。
- 2.補欠又は増員により、選出された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3.役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1)心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
 - (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があつたとき

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬をうけることができる。
- 2.役員には、その職務を遂行するために要した費用を支弁することができる。
 - 3.役員の報酬及び費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(職員)

- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2.職員は、理事長が任免する。

第 5 章 会 議

(種類及び開催)

- 第21条 会議は、総会及び理事会とする。
- 2.総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
 - 3.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1)理事会で必要と認められたとき
 - (2)正会員の5分の1以上からの請求があつたとき
 - (3)第15条第4項の規定により、監事が召集したとき
 - 4.理事会は、毎年2回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。

(構成)

- 第22条 総会は、正会員をもって構成する。

2.理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

第23条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、理事長が招集する。

2.会議の招集は、会議を構成する正会員又は理事に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、開催の日の少なくとも1週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

第24条 総会には、次の事項を付議する。

- (1)事業計画及び収支予算
- (2)事業報告及び収支予算
- (3)役員の選任又は解任
- (4)定款及び施行細則の変更
- (5)本研究機構の解散又は合併
- (6)会費の額
- (7)前各号のほか、理事会より付議された事項

2.理事会には、この定款に規定する事項のほか、次の事項を付議する。

- (1)総会で議決した事項の執行に関すること
- (2)総会に付議すべき事項
- (3)その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議 長)

第25条 総会の議長は出席した正会員の中から選出する。また、理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第26条 会議は、総会にあっては、これを構成する正会員の2分の1以上、理事会にあっては、理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決)

第27条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2.正会員又は理事は、議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。
- 3.前項の場合における前条の規定については、その正会員又は理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1)会議の日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付記)
- (3)審議事項
- (4)議事の経過の概要及び議決の結果
- (5)議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

(資産の構成)

第29条 本研究機構の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)会費
- (3)寄付金品
- (4)事業に伴う収入
- (5)資産から生ずる収入
- (6)その他収入

(資産の管理)

第30条 本研究機構の資産の管理は、理事会の定めるところによる。

(経費の支弁)

第31条 本研究機構の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第32条 本研究機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(事業年度)

第33条 本研究機構の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日をもって終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 本研究機構の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

- 2.予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 3.予算成立後にやむを得ない自由が生じたときは、総会の議決を経て、規定予算を変更することができる。

(事業報告および決算)

第35条 本研究機構の事業報告書及び収支決算書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、年度末資産目録とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならぬ。

- 2.決算上剩余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第36条 この定款は、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければ、変更することができない。

(解 散)

第37条 総会の決議に基づいて本研究機構を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本研究機構が解散するときの残余財産の帰属は、法第11条第3項の規定に従い、総会において正会員の4分の3以上の議決を経て選定する。

(合 併)

第39条 本研究機構が合併する場合は、総会において正会員総数の4分の3以上の同意

を得なければならない。

第 8 章 公告の方法

(公 告)

第40条 本研究機構の必要な諸手続きにおいて、法に定める公告は、本研究機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第 9 章 雜 則

(施行細則)

第41条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1.この定款は、法第13条により、法人成立の日から施行する。
- 2.この研究機構の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	羽生 正宗
副理事長	伊東 淳
理事	一木 安子
監事	関 典子
- 3.この研究機構の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成13年12月31日までとする。
- 4.本研究機構の設立当初の事業年度は、第33条の規定にかかわらず、法人成立の日から平成13年12月31日までとする。
- 5.本研究機構の設立当初の事業計画及び収支予算は、第24条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6.本研究機構の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、つぎに掲げる金額とする。

正会員 年会費	5,000 円
賛助会員 個人	3,000 円
法人・自治体・団体	10,000 円